

近江八幡市

子ども・若者計画

子ども・若者の個性が輝く未来を共に創り
成長・活躍できる社会を共に築く 近江八幡



令和7年（2025年）10月
近江八幡市

はじめに

子ども・若者の個性が輝く未来を共に創り 成長・活躍できる社会を共に築く 近江八幡



近年、少子高齢化や情報化、グローバル化が急速に進展し、社会全体の環境が大きく変化しています。その一方で、貧困や虐待、不登校、引きこもりといった困難な状況に直面し、支援を必要とする子ども・若者の実態が明らかになっています。こうした課題に対して、国においても「子供・若者育成支援推進大綱」を掲げ、社会全体での子ども・若者支援を進めるべき方針が示されています。

本市においても、次代を担う子ども・若者が健やかに成長し、社会に積極的に参加し、自立できる環境を整えていくため、「近江八幡市子ども・若者計画」を策定するものです。この計画は、すべての子ども・若者が、自分らしく生き、未来を切り開く力を育むことを基本理念としています。

本市の特徴的な取組としては、若者が自ら「職」を生み出す起業支援や、若者がまちづくりプロジェクトの企画・運営に積極的に関わる機会を提供する支援を目指しています。これらの施策を通じて、若者が自らの力で新たな可能性を切り開き、地域社会に貢献できるよう後押ししています。

また、社会的な困難を抱える子ども・若者やその家族に対する支援を強化し、義務教育から社会人としての自立まで切れ目のない支援を提供することを目指します。これにより、すべての子ども・若者が夢と希望を持って、地域において成長し、活躍できる環境づくりを推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの関係者の皆様、市民の皆様から貴重なご意見をいただいたことに、深く感謝申し上げます。今後とも、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けて、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年10月
近江八幡市長 小西 理

目 次

第1章 計画の策定にあたって 1

第2章 子ども・若者を取り巻く近江八幡市の現状と課題

◎統計から見る近江八幡市の子ども・若者の主な現状

 1 人口の構造 1

 2 不登校児童生徒数 2

 3 子ども・若者相談窓口における相談内容 3

◎子ども・若者を取り巻く近江八幡市の主な課題

 課題1 不登校、ひきこもり等の長期化する課題への対応 5

 課題2 子ども・若者の活躍の場や就労への支援 5

 課題3 問題行動のある子ども・若者への支援と健全な成長を支える環境の整備 6

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念 6

2 基本目標

 基本目標1 子ども・若者とその家族の相談・支援につながる仕組みの強化 7

 基本目標2 子ども・若者の自立と就労に向けた支援体制の確立 7

 基本目標3 子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり 8

3 基本体系 9

4 計画の内容

 施策の展開1 10

 施策の展開2 12

 施策の展開3 15

第4章 計画の推進

◎計画の推進と進捗管理 17

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の主旨

近年、少子化の進行や人口減少、地域のつながりの希薄化等を背景に、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。本計画は、すべての子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるよう、家庭や地域と連携しながら、成長を支える社会環境の整備を推進するとともに、支援の担い手となる人材や関係機関への支援も強化していくことを目的に策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画とします。また、近江八幡市総合計画を基本とする近江八幡市教育大綱を踏まえた子ども・若者育成支援に関する個別計画として位置づけるとともに、近江八幡市子ども・子育て支援事業計画その他福祉分野等において関連する計画との整合を図るものとします。

3 計画の対象

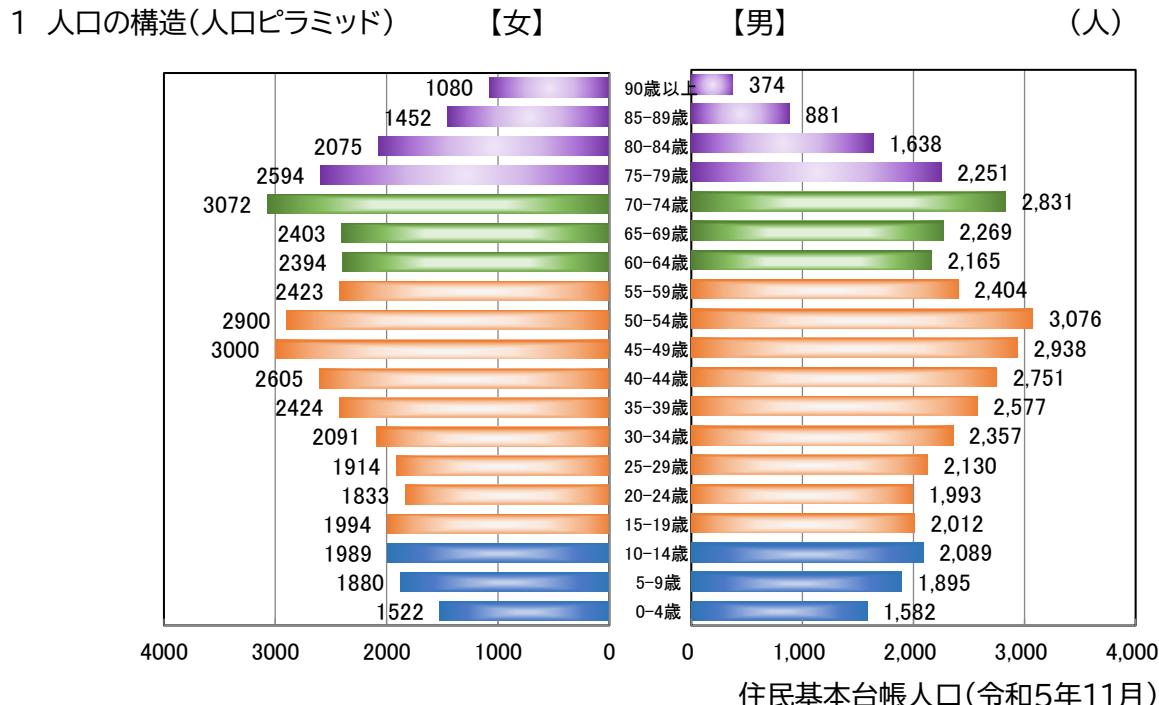
計画の対象は、子ども・若者育成支援推進法に基づくものとし、近江八幡市子ども・子育て支援事業計画との役割分担を行いながら、就学前から概ね30歳代までの子ども・若者とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年10月から令和11年度までとします。なお、国の動向をはじめ、新たな課題や社会の変化等に対応できるよう柔軟性をもって計画を推進します。

第2章 子ども・若者を取り巻く近江八幡市の現状と課題

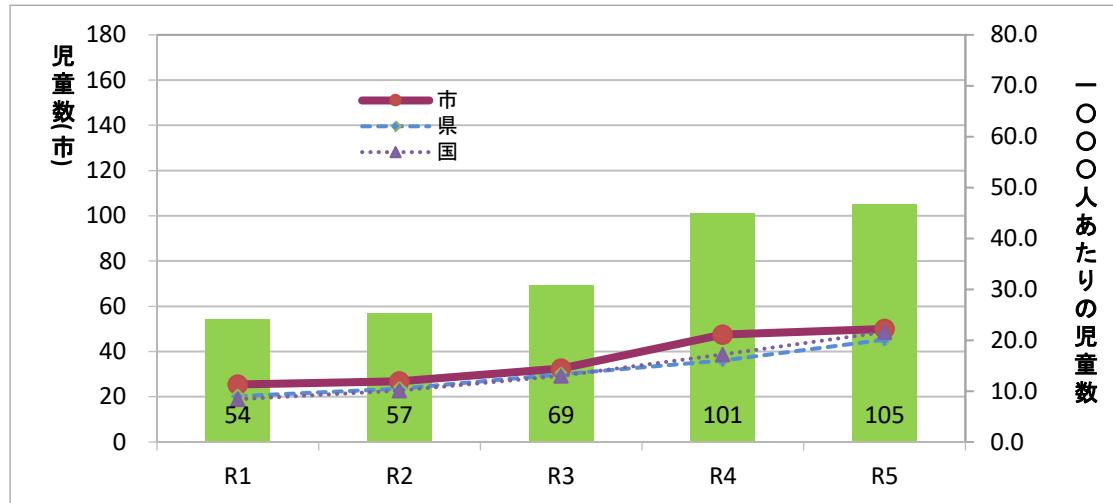
統計から見る近江八幡市の子ども・若者の主な現状



本市の人口は、令和5年11月1日現在で、男性40,213人、女性41,645人、総人口81,858人。年齢5歳階級別にみると、男女ともに45～49歳、50～54歳、70～74歳の人口が多くなっている。また、0～39歳の人口は男女合わせて32,282人であり、うち15～39歳の人口は男女合わせて21,325人となっている。

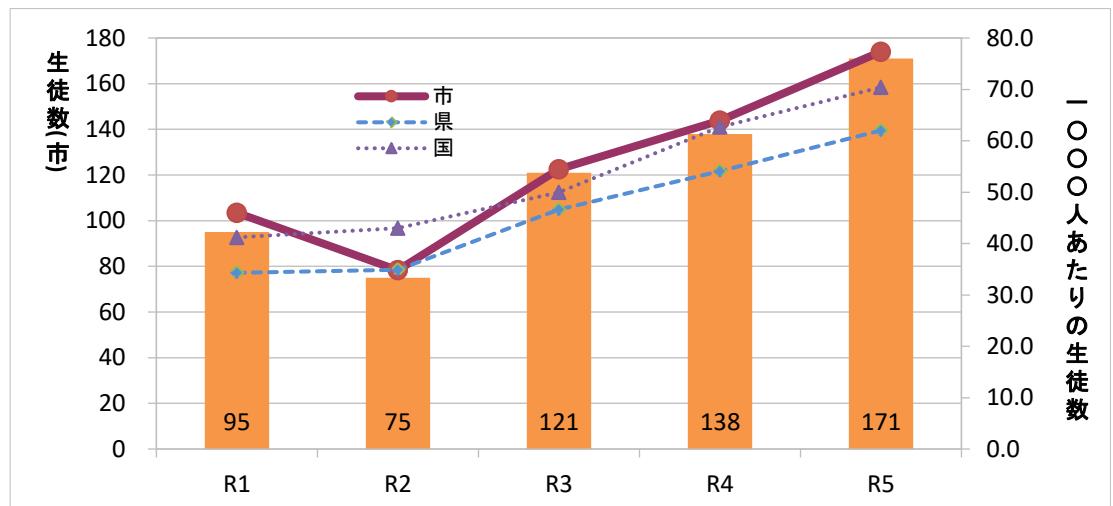
2 不登校児童生徒数(年間30日以上の欠席。病気や経済的理由は除く。)

【小学校】



小学校の不登校児童数は、年々増加している。学校現場においては、学年が上がるに伴い集団への適応の難しさを自覚する児童や入学直後からの不登校や行き渋りもあり、成長段階や個々の児童の状況に応じた細やかな支援を行っていく必要がある。

【中学校】

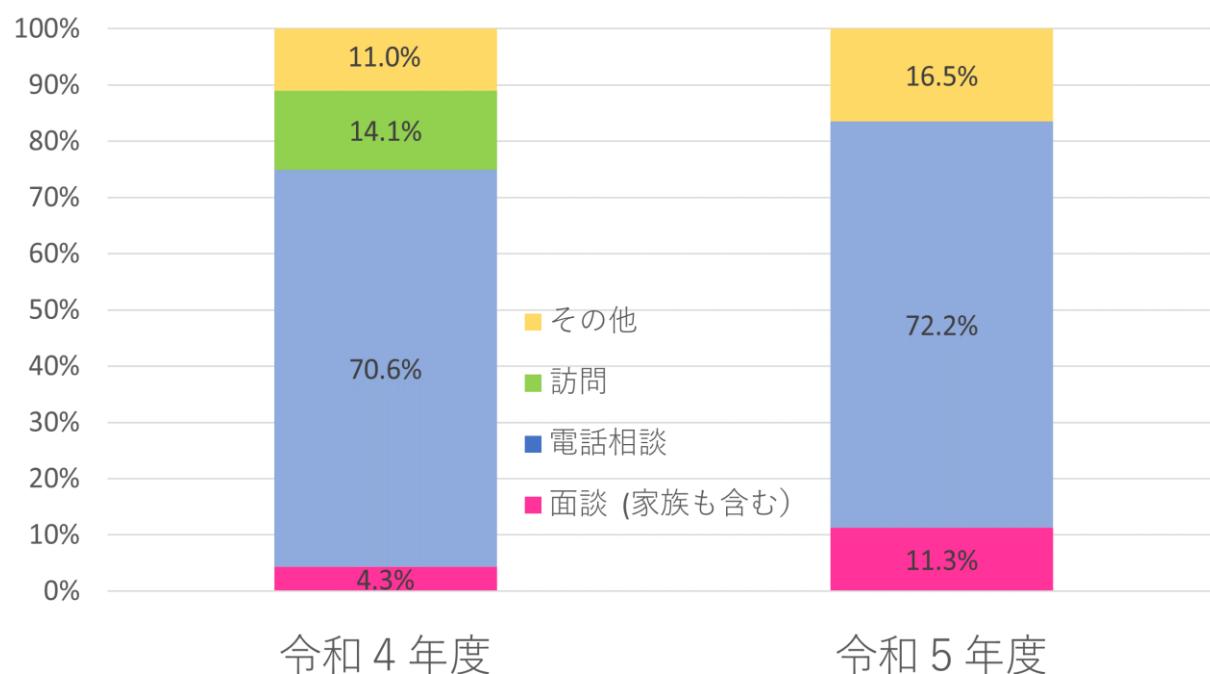


中学校の不登校生徒数においても、小学校と同様に増加傾向にある。学校現場においては、小学校からの状態継続のほか、中学校入学後の環境や生活リズムの変化、人間関係や学業不振等様々な要因から新たに出現するケースも見られる。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材を含むチームとしての見立てを行った上で支援する必要がある。

3 子ども・若者相談窓口における相談内容

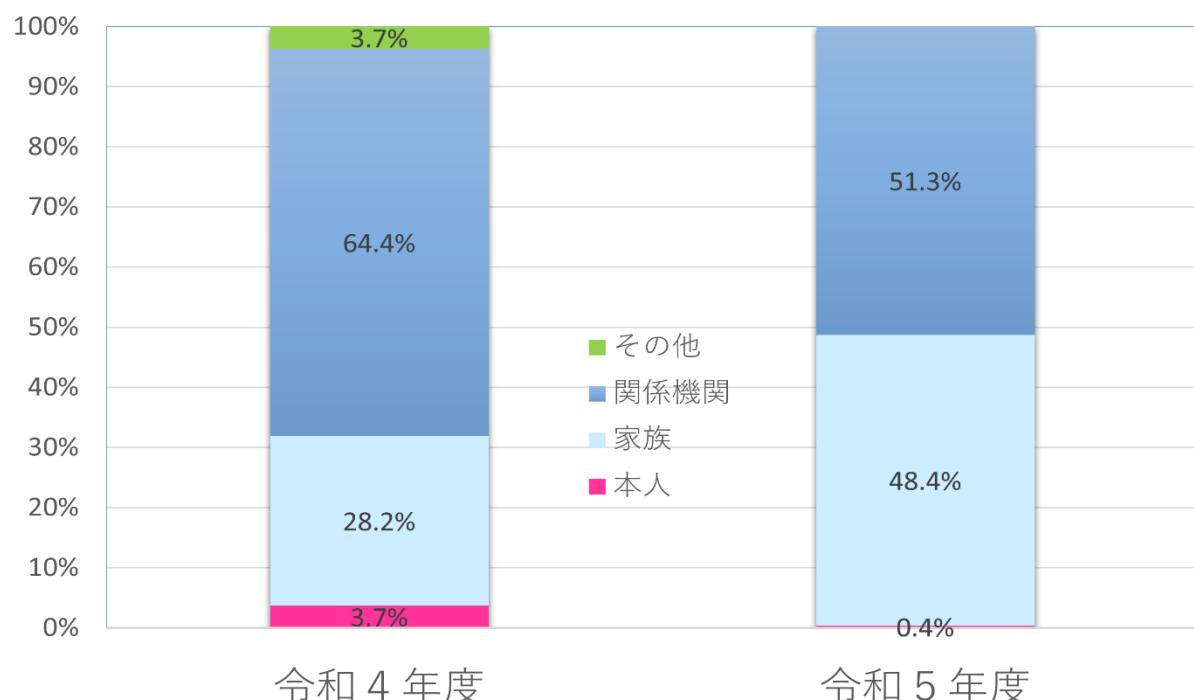
(注)各グラフの総件数:R4(163件)、R5(273件)

① 相談方法



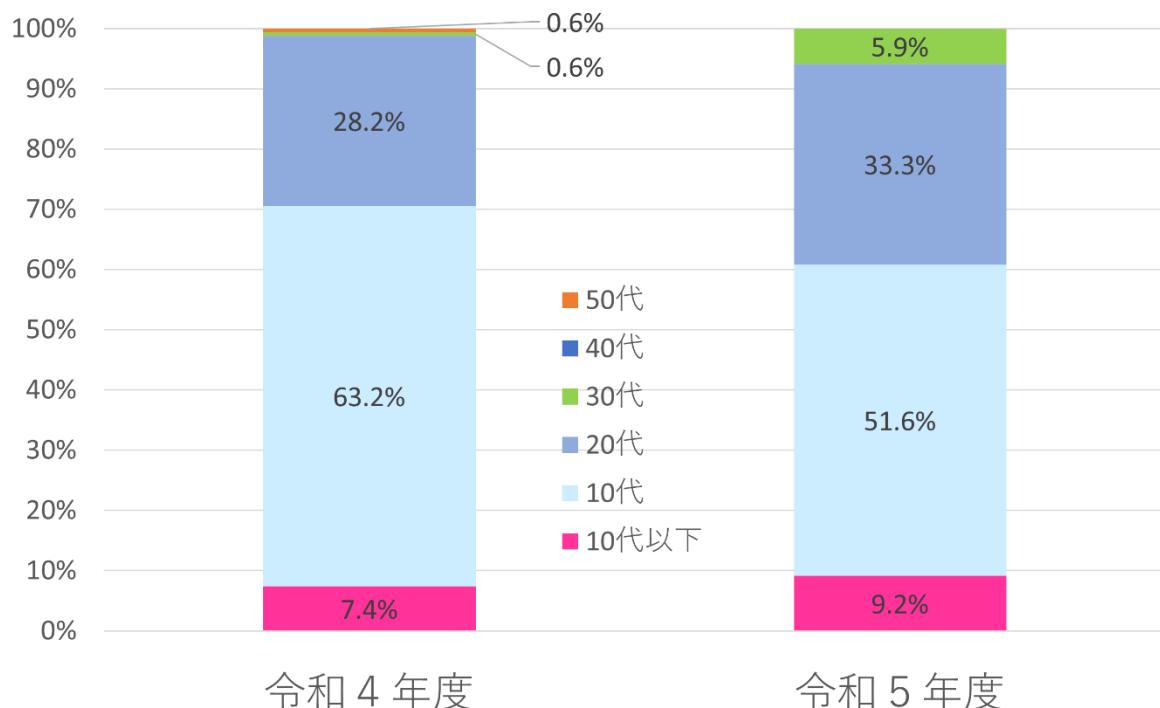
令和4年度の開設以降、相談窓口の継続的な周知啓発等により、相談総数は令和4年度 163 件から令和5年度 273 件となり約 1.7 倍に増えている。電話相談とともに面談の割合が増えている。一方で、アウトリーチ支援(訪問支援)は、子ども・若者当事者だけでなく家族のニーズも得られない現状がある。

② 相談者別内訳



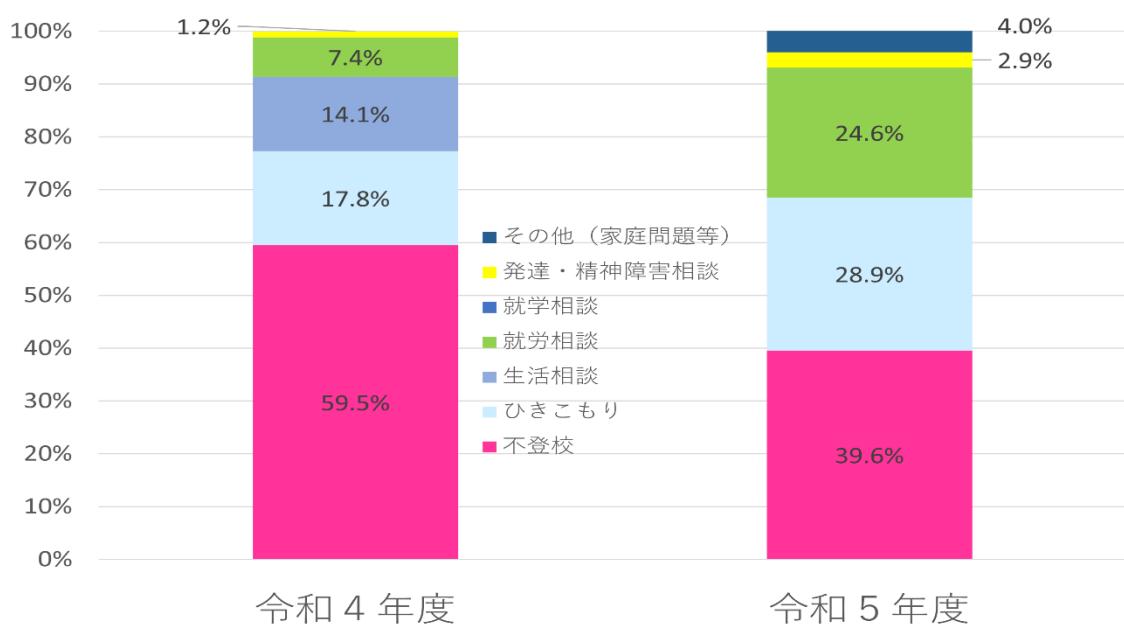
初回相談は、家族からの相談が令和4年度 46 件(28.2%)から令和5年度 132 件(48.4%)へ増加している。令和5年度においては本人からの相談は、1件のみとなっている。

③ 相談対象者の年齢区分



令和4年度は10代と10代未満の相談が7割を占めていたが、令和5年度は20代と30代の相談が増加している(20代で令和4年度46件→令和5年度91件、30代で同1件→同16件)。家族からの相談の第一歩が、当事者の状況の把握、その後の当事者への直接的または間接的な支援につながり、当事者にとっての自立に向けたステップへつながっていくケースも増えてきている。

④ 相談内容内訳



令和5年度における相談内容の内訳は、ひきこもりと就労相談が大半を占め、とりわけ就労に関する相談数が急増している。（令和4年度12件→令和5年度67件）相談窓口からは、当事者の状況、自身の強みや弱みの自己理解の状況を踏まえて、ハローワークや就労支援機関を紹介するが、実際に就労につながるケースは極めて少なく通常の面談や電話相談から進展しないケースが多い。

子ども・若者を取り巻く近江八幡市の主な課題

課題1 不登校、ひきこもり等の長期化する課題への対応

- 国や県と比較して、不登校児童生徒の在籍率が高く、不登校に関しては、当事者・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多い。
- 文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」においては、学校生活に対する無気力や生活リズムの不調が多いと報告されている。しかしながら、不登校の背景は、不安・抑うつや友人関係をめぐる問題、学業の不振、入学・進級・進学時の不適応、家庭環境等様々であり、さらにこれらの要因が重複していることが多い。
- 不登校やひきこもり等の多くは複雑化・深刻化してきており、これらの支援については、縦割りの対応には限界があり長期化するケースも数多く見受けられる。また、年代や領域が異なる複合的な問題に適切に対応できるよう、切れ目のない支援や関係機関のネットワーク強化が求められる。
- 不登校やひきこもり等に対する社会全体の理解を深めるとともに、それらの当事者やその家族が孤立することなく、相談しやすい環境づくり、居場所づくりが求められている。
- ひきこもり状態にある当事者自身やその家族等が自ら支援を求めなければ、その状態を把握することは困難であり、支援が届かないケースも存在する。そのため、関係機関等が連携しながらアウトリーチ支援を視野に入れ、問題が深刻化する前に必要な情報提供や対応を行っていくことが求められている。

課題2 子ども・若者の活躍の場や就労への支援

- 子ども・若者が異世代や地域との交流、様々な体験活動等を通して、社会性や創造性、自立性等を高めていくことが求められている。
- 子ども・若者が次代の社会の担い手として、社会のなかで自らのもつ力を発揮できる環境が必要である。特に若者にとって就労は社会生活の重要な部分を占める一方で、全国的に若年層の非正規雇用割合は高く不安定な就労状況にある若者も多いため、支援が求められる。
- 子ども・若者相談窓口への相談状況では、不登校やひきこもりが大半を占めており、また、ひきこもり相談の中には不就労の問題が多く内在している。通常の面談や電話相談等による相談支援対応の中では、この就労支援に関する課題解決の進展は難しいケースが多い。
- ひきこもりや不就労の状態にある若者に対し、不安や悩みに寄り添い、自己理解を促し、社会参加のきっかけづくり、就労や起業に向けた支援を実施することにより、社会的自立、職業的自立につなげていくことが求められている。
- 障がいのある子ども・若者への多様な社会参加や福祉的な就労の機会、企業への就労等、障が

いの特性を踏まえた社会参加のきっかけづくりや就労支援が求められる。

- 子どもの貧困問題やヤングケアラーについては、支援が必要な状況であってもその実態が見えにくく、表面化しにくい構造にある。さらに、障がいのある子どもや若者、外国にルーツをもつ人々、性的マイノリティなど、多様な背景をもつ子ども・若者が直面する困難は、複合的で把握しづらい場合が多く、より丁寧な対応が求められる。こうした状況に的確に対応するためには、福祉の各分野や医療、教育その他関係機関が連携しながら、適切な支援につなげていくことが求められる。

課題3 問題行動のある子ども・若者への支援と健全な成長を支える環境の整備

- 非行や犯罪等に関わる子ども・若者やその家族に対して、相談支援や立ち直り支援等を通して、寄り添いながら自立できるよう支援していくことが求められる。
- 子ども・若者の非行防止や犯罪被害防止等のために、地域社会が一体となった取組とともに、子ども・若者の健全な成長のための環境の整備が求められる。
- 子ども・若者育成支援に関わる行政機関をはじめ地域の各種機関・団体、事業者、個人等、多様な担い手が、それぞれの特長や強みを生かして、相互に補完し連携していくことが求められる。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、地域の子ども・若者が多様な人々との関わりや支えを享受しながら、様々な経験を通じて自らの未来を切り開き、自分らしく生きることができるまちを目指しています。そのため、“子ども・若者の個性が輝く未来を共に創り 成長・活躍できる社会を共に築く 近江八幡”を基本理念に掲げ、地域全体で子ども・若者を支える仕組みを構築します。そのなかで、誰ひとり取り残さないよう、社会的に孤立しがちな状態にある子ども・若者への取り組みを強化します。

人は成長に合わせて年齢に応じた経験を重ね、人間関係を築き、社会に参加し、そして自立していきます。しかし、ひきこもり状態やニート、不登校の子ども・若者は、その状態が長期化すると年齢相応の社会経験を積む機会を失い、社会からの孤立を深めやすい状況にあります。その状態から社会参加を試みようとしても、様々な機会の欠如によって、同世代に合流し進み始めることは容易ではありません。

ひきこもり状態や不登校に至る背景には、精神的・心理的要因、対人関係のつまずき、家庭環境、学校不適応、就労上の困難等が挙げられますが、とりわけ子ども・若者の相談窓口においては、精神的・心理的なストレスや不安が、登校や就労への意欲を低下させているケースが多い現状です。さらにこれらのケースには、ASD や ADHD 等の発達障がい、うつ病や不安障がい等の精神疾患が関係している場合もあります。また、社会におけるインターネットや SNS の普及は、現実の人間関係から離れていくことを助長する可能性もあります。

こうした多様で複雑な課題に対し、困難な状況にある子ども・若者一人ひとりの状況や思いに丁寧に寄り添う支援が求められています。本人の意思を尊重し、それに対応する多様な支援

が展開される中で、子ども・若者が社会との接点を形成し、社会参加を広げていく機会つくることが重要です。そのため、支援機関を集約した居場所を整備し、切れ目のない支援や就労支援、起業支援等の新たな行政施策が必要です。

また、若者が地域に根ざしながら他者と協働し、「職」を生み出すことは、地域の活性化、地域を動かすプロジェクトの企画・運営への発展も期待できます。

この施策に基づき、若者の協働に加え、社会全体で子ども・若者を取り巻く様々な課題解決に向けて取り組み、不登校やひきこもり等を当事者や家族だけが抱える問題としてではなく、関係機関や各分野が連携し、一人ひとりの子ども・若者に寄り添った部局横断的な支援を進めています。

子ども・若者が自己有用感や自己肯定感を持って、人とのつながりの中で自分らしさを發揮し、心身ともに健康で成長し活躍できるよう、自立へのチャレンジを支援します。

2 基本目標

基本目標1 子ども・若者とその家族の相談・支援につながる仕組みの強化

内閣府が令和4年度に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」の結果によれば、15歳から39歳までの回答者のうち、広義のひきこもりに該当する比率は2.05%と報告されています。本市の同年齢人口に当てはめると約440人と試算される一方で、令和5年度において本市の子ども・若者相談窓口が相談を受けた、不登校やひきこもり、不就労等の実人数は23人であり、令和4年度の当相談窓口開設以降、相談件数は増加してきているものの、当相談窓口につながってこない子ども・若者も多いと考えられます。このことから、広く当相談窓口の周知を図りながら、支援を必要とする子ども・若者とその家族のニーズに応じた情報発信や相談支援のあり方を検討していく必要があります。

また、義務教育を終えた生徒が高等学校入学直後に不登校状態となり、また支援機関につながることなく退学や休学を経てひきこもっているケースも見受けられることから、定期的な高等学校訪問に合わせて居場所提供等に関する情報発信に努めます。加えて、相談支援に関わるすべての関係者が社会的困難を有する子ども・若者の存在を認めた場合は、速やかに適切な機関等につなげる、アウトリーチ支援を検討する等、社会全体で支援していく環境づくりを目指します。

基本目標2 子ども・若者の自立と就労に向けた支援体制の確立

不就労の若者への支援については、本人の意思や状況を勘案しながら、相談支援の継続や居場所の利用等を促し、社会参加のきっかけづくりを進めるとともに、就労支援機関やハローワークと連携した就労支援を行っています。しかしながら、就職につながることは難しく、スマートステップを積み重ねながら、社会や集団への適応を進めていくことになるため、多機関連携に基づいた切れ目のない支援が必要です。

本市では、不登校やひきこもり傾向にある子ども・若者が社会となめらかにつながり、社会参加への扉を開けることができるよう、子ども・若者育成支援事業プロデュース業務を外部の専門的人材に委託することにより子ども・若者育成支援に取り組むこととし、教育支援機関の

集約化による相談支援体制が整う居場所の整備をはじめ、若者が自ら「職」を生み出し就労・起業につながる具体的なプログラムを取り入れる等の戦略的な計画に加え、持続可能な相談支援体制を構築します。

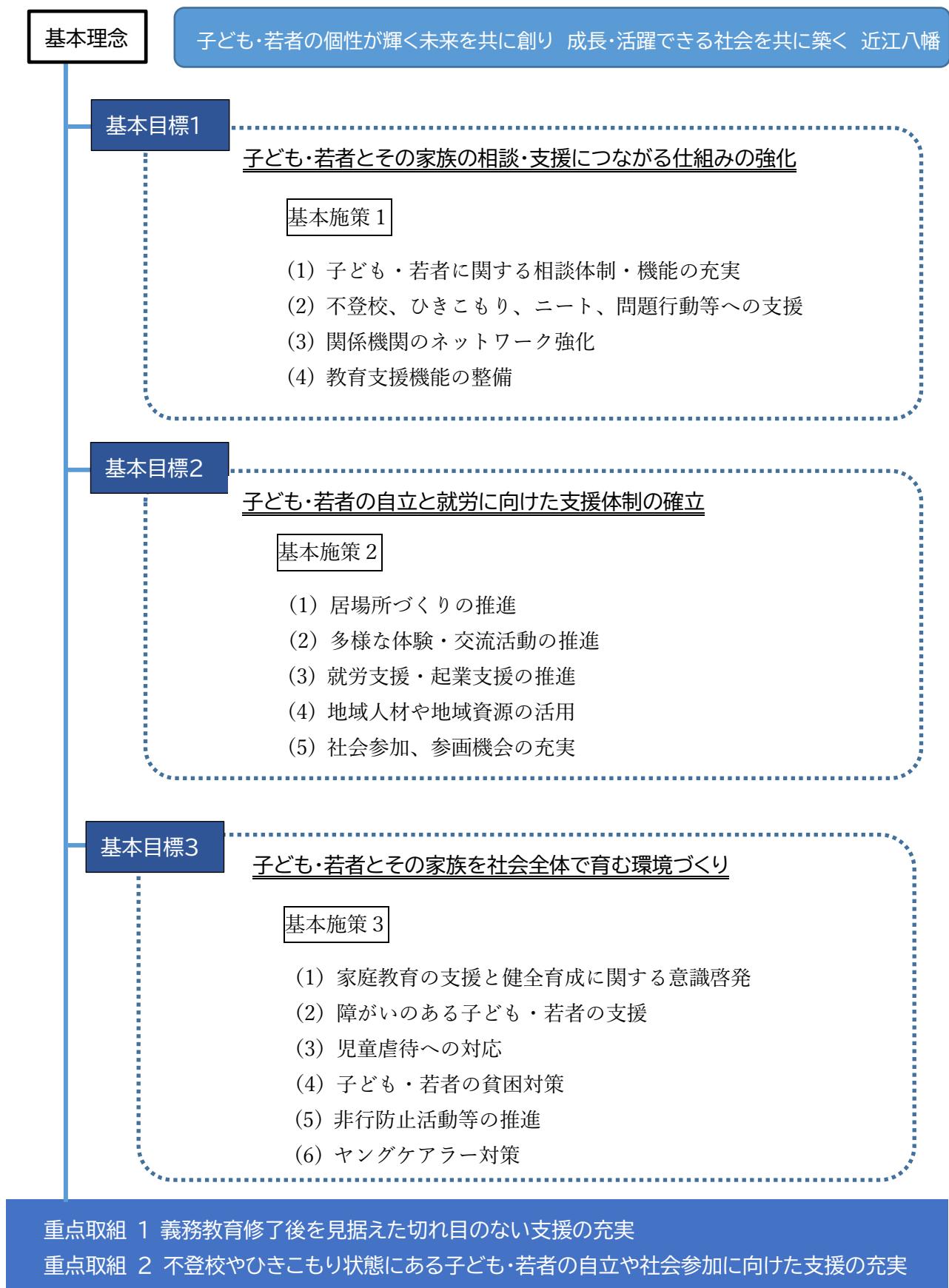
基本目標3 子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり

国の「子供・若者育成支援推進大綱」では、「子ども・若者支援地域協議会」において、教育、福祉、保健、医療等の関係機関が密接に情報共有を行いつつ対応する「横のネットワーク」と子ども・若者の年齢階層で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」により、子ども・若者やその家族に対する支援を推進していくことが掲げられています。本市においても、「近江八幡市子ども・若者支援地域協議会」を設置し、地域の関係機関が相互に連携を図りながら、様々な状況にある不登校やひきこもり等の子ども・若者への支援に関する情報共有や協議を重ね、適切な支援につながるよう努めています。今後も複雑化する様々な事例に対応できるよう、新たな視点から関係機関のネットワーク強化を進めていきます。

また、昨今、社会問題化しているヤングケアラーや虐待等、子ども・若者が抱える課題に対しては、多機関連携や教育と福祉の連携強化等に努めながら、早期の問題把握とその解決に向けた取組を進めます。

また、子ども・若者の非行や犯罪を未然に防ぐほか、子ども・若者が被害を受ける恐れのある犯罪等から守るため、「子ども・若者を地域で見守り育てる」という視点に立ち、問題の早期発見・対応に向けて、行政、警察、学校、関係機関の連携を強化し、社会全体で子ども・若者の健全育成に資する環境づくりを進めます。

3 基本体系



4 計画の内容

基本目標1 子ども・若者とその家族の相談・支援につながる仕組みの強化

施策の展開1

◆子ども・若者に関する相談体制・機能の充実

子ども・若者やその家族が気軽に相談でき、相談しやすい体制の充実を図ります。関係機関が互いの専門性と強みを共有し、相談者を適切な機関や支援につなげられるよう機能の強化を図ります。

◆不登校、ひきこもり、ニート、問題行動等への支援

自ら支援を求めることが難しい困難を抱える子ども・若者に対して、アウトリーチ支援によって問題が深刻化する前に状況を把握し、早期の適切な対応を行います。

◆関係機関のネットワーク強化

困難を抱える子ども・若者をより効果的に支援するため、福祉部局との協働や情報共有システムの構築等、関係機関との連携を強化します。

◆教育支援機能の整備

不登校・ひきこもり、子育て等の複合化する問題に対して、教育支援機関を集約化することにより、相互連携を強化した相談支援、自立・復学・立ち直り・就労・起業支援を行います。利用者が気軽に利用できる居場所としての新たな複合教育支援センターを目指し、子ども・若者とその家族の状況を踏まえた施設整備を進めます。

事業

NO.	事業名	事業内容		
1	子ども・若者相談窓口(生涯学習課)	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者やその家族の相談窓口を開設し、方向性等と一緒に考え、相談内容に応じた助言や情報提供、専門の支援機関の紹介等を行います。		
		指標	現状値(R6)	目標値(R11)
		適切な相談対応を継続して実施		
2	生活困窮、就労、家計に関する相談窓口（福祉政策課）	経済的な困りごとや自分に合った就労が見つからない等の相談に応じ、関係機関と連携して自立に向けた支援を行います。		
		指標	現状値(R6)	目標値(R11)
		適切な相談対応を継続して実施		

3	障がい者生活支援相談窓口(障がい福祉課)	身体・知的・精神・発達障がいに関する本人、家族からの相談に応じ、関係機関と連携して自立に向けた支援を行います。		
		指標	現状値(R6)	目標値(R11)
	適切な相談対応を継続して実施			
4	こころの相談窓口 (健康推進課)	うつ病等、こころの不調に関するご本人、ご家族からの相談・支援を行います。また、自殺未遂者等の本人・家族の相談・支援を行い、医療機関、関係機関とともに再企図予防を行います。		
		指標	現状値(R6)	目標値(R11)
	若年層（10歳～39歳）の自殺死亡者数		4人（R5結果）	減少
5	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー(SSW)による相談支援（学校教育課）	児童・生徒のストレスや不安の緩和・解消を図るため、スクールカウンセラーを配置します。また、学校と関係機関との調整役となるスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える児童生徒を総合的に支援します。		
		指標	現状値(R6)	目標値(R11)
	諸課題調査において、不登校児童生徒のうち、学校内で養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家、または教育相談室、民間施設等いずれかの機関と相談している児童生徒の割合		小学校：61% 中学校：62%	小学校：70% 中学校：70%
6	にこまるルーム・にこまる訪問・教育相談室での相談支援（教育研究所）（学校教育課）	児童生徒の不登校や集団になじめない等の児童生徒への支援、保護者への相談を行います。		
		指標	現状値(R6)	目標値(R11)
	教育相談員、臨床心理士による電話・面接相談やスクールソーシャルワーカーの派遣回数		1, 129回	1, 200回
7	スペシャルサポートルームでの相談支援の設置（学校教育課）	学校に登校するものの教室に入りにくい児童の教室以外の学びの場の一つとしてスペシャルサポートルームを設置するとともに、支援員・学習指導員を置き、個々の状況に応じた支援及び不登校の未然防止を推進します。		
		指標	現状値(R6)	目標値(R11)
	諸課題調査において、不登校児童生徒のうち、学校内で養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家、また		小学校：61% 中学校：62%	小学校：70% 中学校：70%

	は教育相談室、民間施設等いずれかの機関と相談している児童生徒の割合		
8	少年センター運営事業（生涯学習課）	青少年健全育成を目指した各種啓発活動による青少年非行の未然防止、早期発見・早期指導、青少年問題に関する相談活動、地域の環境浄化活動等に取り組みます。	
指標		現状値(R6)	目標値(R11)
街頭補導活動の実施回数		600回	600回
9	あすくる HAR（少年センター）	青少年立ち直り支援センター。非行等の問題や悩みを抱える青少年が、自分の課題を克服しながら社会に適応して生活できるよう立ち直り支援に取り組みます。	
指標		現状値(R6)	目標値(R11)
適切な支援対応を継続して実施			
10	子ども・若者支援地域協議会（生涯学習課）	子ども・若者育成支援推進法を根拠とする地域協議会において、社会的困難を抱えた子ども・若者相談支援のため、教育、福祉、保健医療、更生保護、雇用等の関係機関が連携しながら、相互の情報共有やネットワーク強化等に取り組みます。	
指標		現状値(R6)	目標値(R11)
関係機関の相互理解や連携強化等にかかる協議会の開催回数		3回	3回
11	要保護児童対策地域協議会(こども家庭センター)	被虐待、養育困難等支援が必要な児童等に対して、関係機関が連携して効果的な対応を行います。	
指標		現状値(R6)	目標値(R11)
児童虐待防止月間における街頭啓発		1回/年	1回/年
12	(仮称)複合教育支援センター（生涯学習課）	教育相談室等子ども・若者相談支援に係る公的な教育支援機関の集約化を図り、より円滑かつ適切な連携体制を構築します。	
指標		現状値(R6)	目標値(R11)
旧いきいきふれあいセンターの施設改修を行い令和8年度末に向けて整備を図る			

基本目標2 子ども・若者の自立と就労に向けた支援体制の確立

施策の展開2

◆居場所づくりの推進

すべての子ども・若者が、安心して過ごせる居場所を得られることを目指し、とりわけ社会に

向けて一步踏み出せない子ども・若者が、気軽に安心して過ごしたり遊んだり、自立に向けた活動ができる居場所づくりを推進します。

◆多様な体験・交流活動の推進

子ども・若者がそれぞれの個性を發揮し、多様な体験や交流活動、異世代間交流を通して自己有用感や自己肯定感を持つことのできる機会の創出に取り組みます。子ども・若者の個性や創造力、感性を磨く音楽・芸術・スポーツ等の活動を推進します。

◆就労支援・起業支援の推進

若者の社会的自立の基礎ともなり、地域全体の活力につながる就労や起業に対して、「若者が協働し、自ら『職』を生み出す起業支援」の視点から、地元企業や関係機関と連携しながら支援します。

◆地域人材や地域資源の活用

様々な分野で活躍している地域人材を、子ども・若者の育成の講師や支援者として活用するとともに、地域の歴史や自然、伝統文化等を生かした活動を推進します。

◆社会参加、参画機会の充実

子ども・若者が社会の一員として自覚を持ち、主体的に行動できるよう、まちづくりプロジェクトの企画・運営に関われる仕組みをつくり支援する等、社会参加、参画機会の充実を図ります。

事業

NO.	事業名	事業内容		
13	子ども・若者居場所づくり（生涯学習課）	指標		
		フリースペース（ひまわりカフェ）の開催	4回／年	6回／年
14	放課後子ども教室推進事業（生涯学習課）	指標	現状値(R6)	目標値(R11)
		放課後子ども教室実施校数	12校	12校
15	職場体験の推進（学校教育課）	地域の商店、農家、企業等と協働して、生徒の職場体験を推進します。		

	指標	現状値(R6)	目標値(R11)
	職場体験に参加した中学2年生の割合	95.4%	100%
16	創業支援事業（商工振興課）	創業セミナーや個別相談等により、創業にチャレンジする人のやる気を引き出し、商工会等の関係団体と連携して創業支援に取り組みます。	
	指標	現状値(R5)	目標値(R11)
17	創業支援件数	59件	65件
	キャリアカウンセリング(商工振興課)	働くことに対して心配事・悩み事を抱えている人やその家族をサポートするため、専門のキャリアコンサルタントによる相談業務に取り組みます。	
18	指標	現状値(R6)	目標値(R11)
	カウンセリング件数	15回	30回
19	障がい者の就労支援（障がい福祉課）	一般就労が困難な障がい者に対して、企業の障害者雇用や障害福祉サービス利用による福祉的就労につながるよう支援します。	
	指標	現状値(R6)	目標値(R11)
	就労移行支援及び、就労継続支援の利用者数	346人	400人
20	子ども・若者育成支援プロデュース業務委託事業（生涯学習課）	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の相談支援を行いながら、専門事業者への業務委託による社会参加のきっかけづくりや起業・就労支援等に取り組みます。	
	指標	現状値(R6)	目標値(R11)
	社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者の起業や社会参加を支援するプロジェクトの数	0	5
21	たんぽのこ体験事業（学校教育課）	小学校において育て、収穫し、食べるという一環した農業体験学習を実施し、農業への関心を高めるとともに生命や食べ物の大切さを学びます。	
	指標	現状値(R6)	目標値(R11)
	たんぽのこ体験事業実施校数	12校	12校
22	にこまるポケット（生涯学習課）	にこまるポケット（校園所で活用する各分野の地域人材講師リスト）に登録された地域人材による学校教育への参画を通して、教育の充実を図ります。	
	指標	現状値(R6)	目標値(R11)
	にこまるポケットの登録者数	24人	30人
22	読書環境の充実と移動図書館車によるサービス（図書館）	子ども・若者向けの図書の充実や魅力ある書架づくりとともに、市内の子ども・若者の読書推進を図るた	

		め移動図書館車の充実に取り組みます。
指標	現状値(R6)	目標値(R11)
0～18歳の一人当たりの貸出冊数	11.3冊	継続して、前年度比 100%以上

基本目標3 子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり

施策の展開3

◆家庭教育の支援と健全育成に関する意識啓発

親が自信を持って子どもに向き合い、子どもを支える家庭本来の力を發揮できるよう、家庭における親育ちを支援します。また、地域での親育ちを応援するため、子ども・若者の健全育成に関する市民への意識啓発を図ります。

◆障がいのある子ども・若者の支援

障がいのある子ども・若者が地域で自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携を図りながら部局横断的に支援に取り組みます。

◆児童虐待への対応

近江八幡市要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して、児童虐待防止に取り組みます。

◆子ども・若者の貧困対策

相談窓口における対応や関係機関との情報共有を通して、貧困状態にある子ども・若者に気づき、保護者の養育支援を含む必要な支援につなげるよう、関係機関と連携を図りながら取り組みます。

◆非行防止活動等の推進

非行防止の啓発や立ち直り支援等について、関係機関・団体と連携した活動に取り組みます。

◆ヤングケアラー対策

相談窓口における対応や関係機関との情報共有を通して、ヤングケアラーの状態にある子ども・若者に気づき、相談、教育現場での支援、多機関連携等により、困難な状況にある子ども・若者の負担軽減と支援体制の強化を図っていきます。

事業

NO.	事業名	事業内容	
23	青少年育成事業（生涯学習課）	青少年育成市民会議において、地域における青少年健全育成のため、地域の環境浄化や周知啓発等に関する活動の実施に取り組みます。	
		指標	現状値(R6)
		中学生の思いを伝える意見発表大会の発表者数	5人
24	子育てサロン（生涯学習課）	育児不安や子育てに関する悩みの解消や保護者間の交流促進、家庭教育の向上を図るため、子育てに関するサロンの実施に取り組みます。	
		指標	現状値(R6)
		近江八幡市子育てサロンの開催	3回
25	就学援助（学校教育課）	経済的理由により就学困難な市内在住の公立の小・中学校に在籍する児童または生徒を対象に、学用品費等の援助をします。	
		指標	現状値(R6)
		支援の必要な家庭が制度を利用できるように制度の周知を行う	
26	いじめ問題対策連絡協議会（学校教育課）	いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進を図ります。	
		指標	現状値(R6)
		いじめ問題対策連絡協議会の開催	3回
27	障がい児者自立支援協議会（障がい福祉課）	協議会内専門部会の障がい児支援促進部会において、関係機関と連携を図りながら障がいのある子どもの自立・就労に向けた取組を行います。	
		指標	現状値(R6)
		障がい児支援促進部会の開催	3回
28	就学奨励（学校教育課）	特別支援学級に在籍する児童生徒を対象に、経済的負担の軽減を図ります。	
		指標	現状値(R6)
		支援の必要な家庭が制度を利用できるように制度の周知を行う	
29	就学相談・支援（学校教育課）	特別な支援を必要とする幼児、児童生徒を対象に、就学相談・支援を実施し、障がいの種類や程度に応じ、適切な教育を受ける場を保護者と一緒に考えます。	
		指標	現状値(R6)
		教育支援委員会での審議結果どおりに就学した	90.3%
			95%

	対象者の割合			
30	犯罪・薬物乱用防止教育（学校教育課・少年センター）		小学校において少年センター及び薬剤師会による薬物乱用防止等の教育指導を行います。	
	指標		現状値(R6)	目標値(R11)
	薬物乱用防止教室を開催した小学校数		10校	12校
31	児童虐待防止に関する啓発（こども家庭センター）		児童虐待防止月間を中心に、児童虐待防止に向けた啓発を行います。	
	指標		現状値(R6)	目標値(R11)
	児童虐待防止月間における街頭啓発		1回/年	1回/年

第4章 計画の推進

計画の推進と進捗管理

本計画の推進・進捗管理にあたっては、近江八幡市子ども・若者支援地域協議会において事業の取組状況の把握、点検等を行い、社会状況等に応じた切れ目のない施策の推進を図っていきます。

また、新たな課題や国の動向を注視しながら、必要に応じて施策の見直し等を講じていくものとします。

用語解説

用語	説明
【ア行】	
アウトリーチ支援	社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える人の居る場所に支援者が出向き、必要な情報の把握と具体的な支援を提供、必要な支援につなげること。
【カ行】	
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚し、自立した個人として自己を確立し、他者と協力して社会を担えるようになることを目指しますため制定された法。（平成21年法律第71号）
【サ行】	
スクールカウンセラー	学校における教育相談体制の一環として、児童生徒や保護者、教職員の様々な課題に対し、心理的な課題解決に向けてカウンセリングなどを行う専門家。
スクールソーシャルワーカー	学校における児童・生徒が抱える問題の解決のため、社会福祉の立場から支援を行う専門職員。
【ハ行】	

用語	説明
ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のこと。